

旧いとう旅館活用整備事業仕様書

1 事業名 旧いとう旅館活用整備事業

2 事業の目的

岐阜市（以下「市」という。）所有の旧いとう旅館（以下「本施設」という。）が所在する川原町は、かつて斎藤道三公や織田信長公が礎をつくった城下町の川湊として発展し、現在も往時の繁栄を伝える伝統的家屋（材木や和紙を扱う問屋業等）の町並みが継承されており、清流長良川や金華山などと合わせ、「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として国の『重要文化的景観』に選定されている。また、岐阜城・金華山や岐阜公園等に近接し、市の食文化や伝統文化に触れられることなどから、多くの観光客にも親しまれている。

本施設は、このような背景に加え、長良川に面する絶好の立地や、歴史的・文化的景観を有し、市を代表する観光エリアに所在することから、歴史や文化、自然を感じられるとともに、周辺観光施設等と一体となった面的な魅力の向上や交流人口の増加に資するよう、民間活力による既存施設を活かした活用に取り組むことを目的とする。

3 対象施設等

(1) 対象施設

「旧いとう旅館活用整備事業に係る事業者選定公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。) 2 (3)対象施設等」を参照。

※現況の付近見取図、配置図、平面図、立面図は、「別紙」参照

(2) 交通状況

ア JR岐阜駅から約 4.6km

イ 岐阜バス「長良橋バス停」から徒歩約 5 分

ウ 東海北陸自動車道「岐阜各務原 I C」から車で約 20 分

東海環状自動車道「岐阜三輪スマート IC」から車で約 30 分

エ 前面道路 幅員（一部）4.74m～4.76m （一部）不明

(3) 供給施設等

ア 上水道 休止中

イ 下水道 休止中

ウ ガス 停止中

エ 電気 使用可

オ 電話回線 現在、契約番号は無し

カ 温泉 供給不可

キ その他 居宅は、一部損傷等がある

(4) 法令に基づく制限等（主なもの）

- ア 用途地域 第1種住居地域
- イ 防火指定 準防火地域
- ウ 特別用途地区 観光地区
- エ 景観計画区域 景観計画重要区域（金華区域）
- オ 関係法令等 都市計画法（昭和43年法律第100号）、
建築基準法（昭和25年法律第201号）、
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
以下「耐震改修促進法」という。）、
景観法（平成16年法律第110号）、
消防法（昭和23年法律第186号）、
ほか関係法令及び条例、関連計画等
※詳細については、市関係課に確認すること。

4 事業概要

(1) 事業内容

観光振興や歴史あるまちづくりに資するよう、本施設を民間事業者に貸付し、当該事業者において、既存施設を活かした活用に取り組むこととする。活用には、下記に示す施設の活用コンセプトに基づき、当該地域の歴史や文化、自然といった背景や地域特性を踏まえ、本施設が持つ歴史や趣を活かしながら、整備と施設管理を含む運営を一体として、民間事業者の責任と費用負担により事業を行う。

(2) 施設の活用コンセプト

本施設の活用には、以下に掲げるコンセプトを全て含み、市の魅力向上や交流人口の増加に資する用途とする。

活用コンセプト

- ・当該地域の**歴史や文化、自然**といった背景を踏まえ、**観光振興や歴史あるまちづくりに**資する施設であること。
- ・**既存施設を活かし**、民間事業者において**整備と運営を一体**として行うこと。
- ・既存観光施設との連動や周辺空き家への波及等、**面的魅力の向上**に資すること。
- ・当該地域は、**従来より観光振興やまちづくりの推進**に向けた活動が行われており、一方で**居住地域**でもあることから、これらの**地域特性を理解**した上で、**良好な関係を保ちつつ、市民にも親しまれる施設**であること。

(3) 事業実施手法

上記活用コンセプトを踏まえ、民間の創意工夫による多様で柔軟な発想を活かした提案とするとともに、事業者の参入促進や経営の安定化を図る観点から以下の手法により行う。

ア 公募型プロポーザル方式により、実現性のある具体的な提案を求め、貸付を行う契約候補者の選定を行う。そのうえで、市は契約候補者との間で協議を行い、契約期間中の事業運営に関する協定を締結し、その後、協定に基づく建物賃貸借契約の締結を行う。なお、建物賃貸借契約は市議会の議決が必要になる場合がある。

イ 現状有姿での貸付後、契約事業者は、「旧いとう旅館」を活用した事業（整備、運営、管理等）を、自らの責任と費用負担（事業収入や補助金等その他の収入を加えた財源）により行うものとする。

事業に係る経費（改修費、運営費、維持管理費等）は、契約事業者の負担とするが、別添「旧いとう旅館活用整備事業補助金に係る交付について」に掲げる補助対象経費に該当する場合は、市の補助金を受けることができる。

なお、補助金の交付に係る諸要件については、別添を参照するとともに、不明な点があれば市に問い合わせること。

（参考）旧いとう旅館活用整備補助金の主な内容

[補助額]上限 80,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

[補助率]補助対象経費の 1/2 以内

[補助対象経費]

(1) 内装及び外装の整備、耐震改修工事等に係る費用

(2) 附属設備、備品等の購入、修理等に係る費用 など

※上記対象経費への該当の有無について、疑義がある場合は、適宜質問にて確認すること。

[条件等]

- ・令和 4 年度内に整備を完了することが必要（市による補助金の支払いを含む）。
- ・国等における他の補助金等との併用は可とする。ただし、補助対象経費が重複しないものに限る。
- ・契約候補者決定後、補助金の交付に係る技術的審査を行うため、施工する図面等（図面、仕様書、設計内訳書等）を市に提出すること。なお、整備完了後等、市による現地調査（完成検査等）を行う予定。
- ・補助対象経費等は、国の地方創生推進交付金（横展開タイプ）に準拠する。

ウ 現在、「旧いとう旅館」としている本施設の名称は、契約事業者と市の協議により、決定する。

(4) 事業実施に係る留意事項

ア 用途

- ・旅館（〔参考〕30 年程前から休業）
- ・整備活用に際しては、建築基準法や耐震改修促進法、消防法をはじめ、各種法令等を確認し、契約事業者の責任において必要な手続きを経ること。

イ 既存施設の活用

- ・既存施設の活用について、範囲や場所等の指定はないが、市が示す事業目的や活用コンセプト等に合わせ、可能な限り活用すること。

- ・一部減築は可とする。ただし、既存施設の活用の度合も評価対象とする。
- ・敷地内における駐車場の設置は可とする。
- ・敷地内の余剰地に、施設を新設又は増設することは不可とする。

＜参考＞皇族や著名人が宿泊した客室

- ・高松宮ご夫妻：菊の間（2F 東側）
- ・舟橋聖一氏（小説家「白い魔魚」、「花の生涯」等の著者）：桜の間（1F 西側）

ウ 耐震性能

- ・建築基準法、若しくは耐震改修促進法の基準に適合すること。ただし、公共施設（災害時の避難所等になりうる施設）としての耐震性までは求めないため、建築基準法施行令第 88 条の地震力について割増しは行わない。

5 契約手続き

(1) 概要

契約事業者と市が締結する協定に基づく建物賃貸借契約は、借地借家法第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約とする。なお、使用できる土地の範囲については、当該契約に定めるものとする。

建物賃貸借契約の締結後、現状有姿にて契約事業者に引き渡すものとする。

なお、契約違反等の理由により、本契約を解除したときは、事業者は違約金を支払うこととし、違約金の額は、契約候補者決定後、協議により定めることとする。

(2) 契約施設

実施要領「2（3）対象施設等」に示す全ての建物とし、一部のみの貸付は行わない。

(3) 契約期間

実施要領「2（5）貸付期間」を参照。

(4) 貸付料

実施要領「2（6）貸付料」を参照。

なお、貸付料には、5（1）に記載の土地の使用にかかる貸付料を含むものとし、納付時期は、別途、市が定めることとする。

(5) 建物賃借権の転貸、第三者への委託等

ア 契約事業者は、本契約で取得する建物賃借権を転貸できないものとする。

イ 第三者への委託等

①委託

- ・全部委託は不可とする。
- ・契約事業者の責任において、運営事業者等への一部委託は可とするが、企画提案書に想定事業者を記載すること。

②サブリース

- ・契約事業者の責任において、他の事業者等、第三者への貸し付けは可とするが、企画提案書に想定事業者を記載すること。

(6) 本契約終了時の土地・建物等の返還

ア 事業者は、自らの責任と費用負担によって本契約の終了日までに土地・建物等を返還するものとする。

イ 返還に際しては、現状有姿による引き渡しとする。

ウ 契約事業者は、造作の買取り並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできない。

エ 取り外しが可能な備品等は、原則契約事業者に帰属することとする。

オ 建物等と一体で取り外しができないものや、家屋の保持に支障が生じるもの、また、施設改修に伴い、効用の増加した財産については、原則、市に帰属することとする。

6 事業実施における条件

- (1) 契約事業者は本事業の着手にあたり、事業の内容について市と協議のうえ、市の承認を得て進めること。
- (2) 光熱水費のほか、運営に係る諸経費は、契約事業者の負担とする。
- (3) 本事業を行う際の関係機関・官公庁との協議、近隣住民への説明、各種許認可申請手続き等の関係業務は契約事業者にて行うこと。
- (4) 本事業の実施にあたっては、必要に応じ、関係法令等に基づく必要な資格を有する者を配置すること。なお、近隣等に十分配慮し、必要に応じ、住民等に説明を行うとともに、できる限り近隣住民からの指摘等に応えられるよう誠意をもって対応すること。
- (5) 本施設の改造、修繕工事等を行う場合は、市の承諾を得て、契約事業者の責任・負担において行うこととし、その際には十分に市と協議すること。
- (6) 市と容易かつ緊密に連携し、緊急時等、速やかに対応すること。
- (7) 市の他の事業や広報に可能な限り協力すること。
- (8) 公序良俗に反する使用は禁止とする。
- (9) 契約事業者は、本事業の状況を把握するため、市がモニタリング調査を行う場合は、協力すること。

7 リスク分担

協定及び契約の締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は以下のとおりとし、下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	協議事項	
2	許認可遅延	事業者の責めに帰すべき事由による事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効、これに伴う事業内容の変更等		○
		上記以外の場合	協議事項	
3	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
4	施設等の損傷	自然災害等による施設、物品の損傷	協議事項	
		事業における施設、物品等の損傷		○
5	第三者への賠償	本事業において、第三者に損害を与えた場合		○
6	物価	事業者決定後のインフレ・デフレ		○
7	金利	事業者決定後の金利の変動		○
8	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
9	事業の中止・遅延	市の責任による遅延・中止	○	
		事業者の責任による遅延・中止		○
		事業者の事業放棄・破綻		○
10	事業計画変更	市の事業計画（条件）の変更に伴う影響	○	
		市の事業計画（条件）変更以外の要因による影響		○
11	需要変動	当初の需要見込みの変動		○
12	性能不適合	協定、貸付契約により定めた要求水準への不適合		○
13	債務不履行	市の事由による協定、貸付契約内容の不履行	○	
		事業者の事由による業務並びに協定、貸付契約内容の不履行		○
14	運営リスク	施設、設備の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
15	利用者への対応	施設の瑕疵等、事業者の責めに帰すべき事由による場合		○

備考

- 1 事故・火災等の場合は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応を行うとともに、直ちに市に報告すること。
- 2 運営や施設管理における必要な各種保険等については、契約事業者が自らの負担で加入すること。

8 提出書類

賃貸借契約締結時及び施設整備等完了後は、速やかに以下の書類を提出すること。なお、賃貸借契約締結時は、現地調査等を踏まえ、確定した内容にて提出すること。

No.	提出書類	様式	部数
賃貸借契約締結時			
1	着手届	様式 1	1
2	事業主任者届	様式 2	1
3	事業計画書	様式 3	1
4	土地及び建物の利用計画図（配置図、平面図、立面図、 外観及び内観の完成イメージ図）	任意	1
5	施設整備等事業費見積書	様式 4	1
6	施設整備等事業費内訳書	様式 5	1
7	施設整備等収支予算（計画）書	様式 6	1
8	事業収支予算（計画）書	様式 7	1
施設整備等完了後			
1	施設整備等完了届	様式 8	1
2	施設整備等事業費実績書	様式 9	1
3	施設整備等事業費実績内訳書	様式 10	1
4	施設整備等収支決算（実績）書	様式 11	1
事業完了後			
1	完了届	様式 12	1
2	事業収支決算（実績）書	様式 13	1

9 その他留意事項

- (1) 岐阜市公契約条例及び岐阜市公有財産規則等関係法令等を遵守すること。
- (2) 事業者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に従い、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) この事業の遂行上知り得た情報等は、市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。また、賃貸借契約期間終了後も同様とする。
- (4) 提出書類等について市から修正等の指示があった場合は、異議なく速やかに対応すること。
- (5) 現地調査の結果又は整備後の施設等において、違法性や事業者の責に帰すべき理由による不良箇所があった場合は、市と協議のうえ、速やかに必要な是正等の措置を行うものとし、これに対する経費は事業者の負担とする。
- (6) 市との打ち合わせは、事業の進捗上、必要と判断する場合は随時実施すること。
- (7) 本事業に従事する者の雇用に際し、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）などの関係法規を遵守すること。
- (8) 本事業において、この仕様書の解釈及び記載がない事項等に関して疑義が生じた場合は、市と事業者において別途協議のうえ、真摯に解決するものとする。

個人情報取扱特記仕様書

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、岐阜市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 受注者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあつては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

第4 受注者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅

失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出し
てはならない。

（廃棄等）

- 第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくな
ったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた
場合を除いては、他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後におい
ても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記
録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、
この限りでない。

（事務従事者への周知）

- 第11 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り
得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目
的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（資料等の返還等）

- 第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者
自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は
解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示
したときは、当該方法によるものとする。

（報告）

- 第13 受注者は、この契約の履行について、発注者に定期的に報告しなければならない。

- 2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、
速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（再委託の禁止）

- 第14 受注者は、この契約による事務については、再委託をしてはならない。ただし、発注者
の承諾を受けたときは、この限りでない。

- 2 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全て
の事項を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、発注者
に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

- 3 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわ
らず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第15 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書

に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、発注者に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

- 第16 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は受注者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

- 第17 発注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、受注者及び再委託先（再々委託先を含む。）の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

- 第18 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第19 受注者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

様式1

着手届

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

下記事業について、令和 年 月 日より着手しましたので、報告します。

記

- 1 事 業 名 旧いとう旅館活用整備事業
- 2 事 業 場 所 岐阜市長が指定する場所
- 3 賃貸借契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 施設整備等履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

様式2

事業主任者届

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

下記事業の主任者について、下記の者を選任しましたので報告します。

記

- 1 事業名 旧いとう旅館活用整備事業
- 2 事業場所 岐阜市長が指定する場所
- 3 賃貸借契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 施設整備等履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 5 事業主任者

様式3

事業計画書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(1) 実施方針及び事業計画
(内容)
(2) 企画
・既存施設の活用 ・面的魅力の向上
(内容)

(3) 収支計画、資金計画等 ※ 様式4から様式7までに記載すること。
(4) 安全性の確保及び各法令等への適合 (内容)
(5) 地域との協調 (内容)
(6) 実施体制及びスケジュール (内容)

様式 4

施設整備等事業費見積書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位：千円)

1 施設整備等事業費	
2 補助対象経費	
3 補助金交付申請額	

備考 「施設整備等事業費」の欄には、旧いとう旅館の整備等に要する一切の経費を記入すること。

様式 5

施設整備等事業費内訳書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位：千円)

種別	費目	施設整備等事業費		補助対象経費	補助対象経費 以外の費用
		金額	消費税		
	小計				
	小計				
	小計				
合計					

備考

- 1 「種別」の欄には、本体工事費、付帯工事費、事務費等の区分を記載すること。
- 2 「費目」は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 3 行は、適宜追加すること。

様式 6

施設整備等収支予算(計画)書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位:千円)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
合計		合計	

備考

- 1 「費目」は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 収入の「費目」の欄には、自己資金、補助金、借入金等の区分を記載すること。
- 3 支出の「費目」及び「金額」の欄には、P16「施設整備等事業費内訳書」の内容を転記すること。
- 4 行は、適宜追加すること。

様式7

事業収支予算(計画)書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位：千円)

収支	費目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入						
	合計					
支出						
	合計					

収支	費目	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収入						
	合計					
支出						
	合計					

備考

- 1 「費目」は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 支出の「費目」は、市への貸付料の納付についても記載すること。
- 3 行は、適宜追加すること。
- 4 上記に記載する年度以降については、別途、市の指示に従うこと。

様式 8

施設整備等完了届

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

下記事業に係る施設整備等について、令和 年 月 日をもって完了しましたので、報告します。

記

- 1 事 業 名 旧いとう旅館活用整備事業
- 2 事 業 場 所 岐阜市長が指定する場所
- 3 賃貸借契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 施設整備等履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 5 施設整備等着手年月日 令和 年 月 日
(契約年月日)
- 6 施設整備等完了年月日 令和 年 月 日

様式 9

施設整備等事業費実績書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位：千円)

1 施設整備等事業費	
2 補助対象経費	
3 補助金交付申請額	
4 補助金交付決定額	

備考 「施設整備等事業費」の欄には、旧いとう旅館の整備等に要する一切の経費を記入すること。

施設整備等事業費実績内訳書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位：千円)

種別	費目	施設整備等事業費		補助対象経費	補助対象経費 以外の費用
		金額	消費税		
	小計				
	小計				
	小計				
合計					

備考

- 1 「種別」の欄には、本体工事費、付帯工事費、事務費等の区分を記載すること。
- 2 「費目」は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 3 行は、適宜追加すること。

様式 11

施設整備等収支決算(実績)書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位:千円)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
合計		合計	

備考

- 1 「費目」は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 収入の「費目」の欄には、自己資金、補助金、借入金等の区分を記載すること。
- 3 支出の「費目」及び「金額」の欄には、P21「施設整備等事業費実績内訳書」の内容を転記すること。
- 4 行は、適宜追加すること。

様式 12

完了届

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

下記事業について、令和 年 月 日をもって完了しましたので、報告します。

記

- 1 事 業 名 旧いとう旅館活用整備事業
- 2 事 業 場 所 岐阜市長が指定する場所
- 3 賃貸借契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 着 手 年 月 日 令和 年 月 日
(契約年月日)
- 5 完 了 年 月 日 令和 年 月 日

事業収支決算(実績)書

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

(単位：千円)

収支	費目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入						
	合計					
支出						
	合計					

収支	費目	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収入						
	合計					
支出						
	合計					

備考

- 1 「費目」は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 支出の「費目」は、市への貸付料の納付についても記載すること。
- 3 行は、適宜追加すること。
- 4 上記に記載する年度以降については、別途、市の指示に従うこと。